

普通預金

2013年1月4日現在適用中

1. 商品名	・普通預金
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. お預け入れ期間	・期間の定めはございません。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・隨時お預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・隨時払戻しいたします。
6. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭表示の利率を適用します。 (金利は「インフォメーションボード」に表示しております。) ・毎年2月と8月の第二金曜日の翌日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ・個人の方の場合、利息は「利子所得」として、原則課税されます。 (2037年12月31日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律20.315%の源泉分離課税となります。)
7. 手数料	・キャッシュカードによるお支払いに際しては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の方は総合口座による当座貸越が可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 定期預金を貸越金の担保とする場合の貸越利率は、その定期預金ごとの約定利率に年0.5%を加えた利率を適用します。 ② 国債を貸越金の担保にする場合の貸越利率は、店頭表示の「総合口座（国債担保）のご融資について」記載の貸越利率を適用します。 (2) 少額貯蓄非課税制度の対象となる方はマル優のご利用ができます。
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次のいずれかに該当した場合には、取引の停止または預金口座の解約をさせていただくことがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ② 当行の承諾を得ず、預金および通帳を第三者に譲渡、質入れした場合、または第三者に利用させた場合 ③ 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (2) 最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない場合は、取引の停止または預金口座の解約をさせていただくことがあります。 (3) この預金は預金保険の対象となります。

当行が契約している指定紛争解決機関

全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772